

徳 免 第 2 7 5 号
令 和 4 年 5 月 1 1 日

各 部 課 長 殿
各 警 察 署 長
(回議先 交通課長)

保存期間	10年 (令和15年3月31日まで)
------	-----------------------

徳 島 県 警 察 本 部 長

運転免許取得者等検査に係る事務処理上の留意事項について（通達甲）

この度、運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）及び運転免許取得者等検査の認定制度に関する規則（令和4年徳島県公安委員会規則第10号。以下「県規則」という。）が令和4年5月13日から施行されることに伴い、運転免許取得者等検査に係る事務処理上の留意事項を次のとおり定め、前同日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 認定申請に添付する書類の様式

県規則第2条第1項に規定する運転免許取得者等検査認定申請書に添付する書類は、次に掲げる様式又はこれらに準じた任意のものとする。

- (1) 認定検査規則第6条第2項第2号に規定する運転免許取得者等検査員の名簿 運転免許取得者等検査員名簿（別記様式第1号）
- (2) 認定検査規則第6条第2項第3号ロに規定する誓約する書面 誓約書（別記様式第2号）

2 認定の審査に係る留意事項

- (1) 認定認知機能検査（認定検査規則第1条第1号に掲げる方法をいう。以下同じ。）に係る審査

ア 検査計画書

認定検査規則第6条第2項第7号に規定する検査計画書については、次に掲げる事項が明記されているかどうかについて確認すること。

(ア) 検査方法（使用する器材を含む。）

(イ) 年間の実施回数

イ 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が認知機能検査の運用について（令和7年2月28日警察庁丙運発第28号）及び認知機能検査の実施要領に

ついて(令和7年2月28日警察庁丁運発第72号)に準拠しており、かつ、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

ウ その他必要事項

(2) 認定運転技能検査(認定検査規則第1条第2号に掲げる方法をいう。以下同じ。)に係る審査

ア 検査計画書

(1)のアの規定を適用する。

イ 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が運転技能検査の運用について(令和7年3月3日警察庁丙運発第25号)及び運転技能検査等実施要領の制定について(令和7年3月3日警察庁丁運発第69号)に準拠しており、かつ、法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

ウ イの検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

(ア) ならし走行を含め、受検者1人当たり少なくとも20分間行われること。

(イ) 受検者1人当たりの走行時間(ならし走行を除く。)がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上(ならし走行を除く。)走行させて行われること。

3 認定文字の使用等

(1) 「公安委員会認定」という文字を冠した名称の使用

ア 法第108条の32の3第2項において読み替えて準用する法第108条の32の2第3項(以下「準用法第108条の32の2第3項」という。)の規定により徳島県公安委員会が認定した運転免許取得者等検査の方法について「徳島県公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いることは差し支えないが、これ以外の文字を冠した名称を用いることは、運転免許取得者等検査を受けようとする者を混乱させ、準用法第108条の32の2第3項違反を助長するおそれがあることから、用いないように指導すること。

イ 「徳島県公安委員会認定」の文字を冠した名称は、運転免許取得者等検査の方法について用いることができるものであり、施設の名称等について同文字又は類似の文字を用いることのないよう指導すること。

(2) 準用法第108条の32の2第3項違反の事件処理

ア 公安委員会の認定を受けないで「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いている者を発見したときは、運転免許課長に速報すること。

イ アの規定による速報を受けた運転免許課長は、違反状況を調査し、地方裁判所には過料事案通知書(別記様式第3号)、地方検察庁には過料事案通知書(別記様式第4号)に、それぞれ関係書類を添付の上、通知すること。

4 方法の名称

公安委員会の認定を受けようとする運転免許取得者等検査の方法の名称については、当該検査を行おうとする者が自由に設定して差し支えないものとする。

5 書類の交付

(1) 認定認知機能検査

受検者の受けた認定認知機能検査の結果に対応した認定認知機能検査結果通知書(別記様式第5号)を交付させること。

なお、認定認知機能検査の結果は、受検者の重要な個人情報であることから、封書に入れるなどして交付させること。

(2) 認定運転技能検査

認定運転技能検査受検結果証明書(別記様式第6号)を交付させること。

6 帳簿の様式

認定検査規則第10条の規定により認定認知機能検査又は認定運転技能検査を行う者が備えることとされている帳簿は、次に掲げる様式又はこれらに準じた任意のものとする。

(1) 認定認知機能検査 認定認知機能検査記録簿(別記様式第7号)

(2) 認定運転技能検査 認定運転技能検査記録簿(別記様式第8号)

7 実施結果の報告

(1) 認定認知機能検査

認定認知機能検査の実施結果の報告は、次に掲げる様式を使用させること。

ア 認知機能検査同等実施状況報告書(更新)(別記様式第9号)

イ 認知機能検査同等実施状況報告書(臨時)(別記様式第10号)

ウ 認知機能検査同等実施状況報告書(任意)(別記様式第11号)

(2) 認定運転技能検査

認定運転技能検査の実施結果の報告は、運転技能検査同等実施状況報告書(別記様式第12号)を使用させること。

誓 約 書

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第2条第2号ロ(1)及び(2)のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

誓約者

氏 名

別記様式第3号（3関係）

過 料 事 案 通 知 書

第

号

年

月

日

徳島地方裁判所

殿

(所属長)

下記の者は道路交通法第108条の32の3第2項の規定に違反したことから、
関係書類を添付し通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
添付関係書類	<input type="checkbox"/> 「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いた 状況を疎明する書類 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定を受けていないことを疎明する書類 <input type="checkbox"/>

別記様式第4号（3関係）

過 料 事 案 通 知 書

第

号

年

月

日

徳島地方検察庁

殿

（所属長）

下記の者は道路交通法第108条の32の3第2項の規定に違反したことから、徳島地方裁判所に過料事案として通知したので、併せて関係書類を添付し通知する。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
添付関係書類	<input type="checkbox"/> 「公安委員会認定」という文字を冠した名称を用いた状況を疎明する書類 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定を受けていないことを疎明する書類 <input type="checkbox"/>

認定認知機能検査結果通知書

住 所

氏 名

生 年 月 日

検 査 年 月 日

検 査 場 所

総合点 点

(A 点)

(B 点)

記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられます。
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。
また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。
この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止という行政処分の対象となります。

運転免許証等の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名称
管理者



にんてい にんち きのうけん さけつ かつう ちしよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆう しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん がつ び
生 年 月 日

けん さ ねん がつ び
検 査 年 月 日

けん さ ば しよ
検 査 場 所

にんち しよ
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつ か き おくりよく はんだんりよく てい か い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味する
ものではありません。

こじん さ が れい にんち きのう しんたい きのう へん か
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化
することから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた
うんてん たいせつ
運転をすることが大切です。

き おくりよく はんだんりよく てい か しんごう むし いちじ ぶていし いはん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反
をしたり、しんろ へんこう あいず おく けいこう
進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますの
で、こんご うんてん じゆうぶんちゆうい
今後の運転について十分注意してください。

うんてんめんきよしょうとう こうしん てつづき さい しよめん かなら じさん
運転免許証等の更新手続きの際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てん み まん
36点未満

き おくりよく はんだんりよく ひく にん ちしよう
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。

はんてい きじゆん てんすう てん にん ちき のうけん さ けつ か にん ちしようせんちん い
判定の基準となる点数（36点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医
による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

にんてい にん ちき のうけん さ き おくりよく はんだんりよく じようきよう かん い けん さ
認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査に
よって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症である
ことを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ず
しも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力
に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

にん ちしよう
認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできま
すし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から
連絡があり、医師の診断を受けることとなります。

にん ちしよう しんだん ばあい めんきよ と け また ていし こんかい
認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回
の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところ
やお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

そうごうてん つぎ けいさんしき あ さんしゆつ
総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

ただ かいとう おお
正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

そうごうてん
総合点 = $2.499 \times A + 1.336 \times B$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどう
かについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているか
どうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

第 号

認定運転技能検査受検結果証明書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、年 月 日、に
において、道路交通法第108条の32の3第1項第3号ロに掲げる基準に適合する運転
免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者で
あることを証明する。

認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
-----------------------	---

- 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、
又は受けている者

〈合格基準〉

- ・ 下記以外の運転免許 → 70点以上
- ・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80点以上

年 月 日

所在地
名 称
管理者

印

別記様式第7号（6関係）

認定認知機能検査記録簿					
自		年	月	日	名称
至		年	月	日	代表者
番号	氏名 生年月日	住所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第8号（6関係）

<p>認定運転技能検査記録簿</p> <p>自 年 月 日 名称</p> <p>至 年 月 日 代表者</p>					
番号	氏名 生年月日	住所	性別	検査員氏名	検査の成績 検査年月日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

認知機能検査同等実施状況報告書（更新）

年 月 日

（教習所名）

徳島県公安委員会 殿

管理者

番号	免許証番号又は 免許情報記録番号	氏 名 (生 年 月 日)	検 査 日 時	認 知 機 能 検 査 結 果				備 考
			検 査 番 号	手がかり再生	時間の見当識	総合得点	判 定	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	

備考 判定欄は、認知機能検査の結果が36点以上の場合はAに、36点未満の場合はBに○を付けること。

認知機能検査同等実施状況報告書（臨時）

年 月 日

（教習所名）

徳島県公安委員会 殿

管理者

番号	免許証番号又は 免許情報記録番号	氏 名 (生 年 月 日)	検 査 日 時	認 知 機 能 検 査 結 果				備 考
			検 査 番 号	手がかり再生	時間の見当識	総合得点	判 定	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	

備考 判定欄は、認知機能検査の結果が36点以上の場合はAに、36点未満の場合はBに○を付けること。

認知機能検査同等実施状況報告書（任意）

年 月 日

（教習所名）

徳島県公安委員会 殿

管理者

番号	免許証番号又は 免許情報記録番号	氏 名 (生 年 月 日)	検 査 日 時	認 知 機 能 検 査 結 果				備 考
			検 査 番 号	手がかり再生	時間の見当識	総合得点	判 定	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	
		(年 月 日生)	年 月 日 時				A ・ B	

備考 判定欄は、認知機能検査の結果が36点以上の場合はAに、36点未満の場合はBに○を付けること。

運転技能検査同等実施状況報告書

年 月 日

（教習所名）

徳島県公安委員会 殿

管理者

番号	免許証番号又は 免許情報記録番号	氏 名 (生 年 月 日)	検 査 日 時	運 転 技 能 検 査 結 果			備 考	
			検 査 番 号	点 数	合 格 判 定			
		(年 月 日生)	年 月 日 時	点	<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時		<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時	点	<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時		<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時	点	<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時		<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時	点	<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	
		(年 月 日生)	年 月 日 時		<input type="checkbox"/> 二種合格 80点以上	<input type="checkbox"/> 一種合格 70点以上	<input type="checkbox"/> 不 合 格 70点未満	

備考 合格判定欄にあっては、該当の判定にレ印を付けること。